第二十九条第一項中「文書」を「同項に規定する文書」に改め、第二章第二節第一款第三目中同条を第三十二条とする。

第二十八条第一項中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、「。以下この条及び次条において同じ」を削り、同条第二項中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十七条中「第二十二条第一項各号」を「前条第一項各号」に、「同項第三号又は第四号」を「同項第四号、第五号、第八号又は第九号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、簡易確定手続申立団体が相手方に対し前項の求めをするときについて準用する。この場合において、同条第二項中「ならない」とあるのは、「ならない。この場合において、当該求めの後、届出期間中に前項第四号又は第五号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を相手方に通知しなければならない」と読み替えるものとする。

第二十七条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（対象消費者等に関する情報に係る回答義務）

第三十条　相手方は、簡易確定手続申立団体から次に掲げる事項について照会があるときは、当該照会があった時から一週間以内に、当該簡易確定手続申立団体に対し、書面又は電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより回答しなければならない。

一　対象消費者等の数の見込み

二　知れている対象消費者等の数

三　相手方通知をする時期の見込み

四　その他内閣府令で定める事項

第二十六条の見出し中「公告等」を「通知」に改め、同条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公告しなければ」を「知れている対象消費者等（次条第一項の規定による通知（以下この目及び第九十八条第二項第二号において「相手方通知」という。）を受けたものを除く。）に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって内閣府令で定めるものにより通知しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知において次に掲げる事項を記載する場合には、前条第一項第一号、第三号、第六号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一　前条第一項の規定により公告を行っている旨

二　当該公告の方法

三　その他内閣府令で定める事項

第二十六条第三項及び第四項を削り、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（相手方による通知）

第二十八条　相手方は、簡易確定手続申立団体の求め（相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定める日までにされたものに限る。）があるときは、届出期間の末日の二月以上前の日であって内閣府令で定める日までに、当該求めに係る知れている対象消費者等に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一　被害回復裁判手続の事案の内容

二　共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

三　共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

四　簡易確定手続申立団体の名称、住所及び連絡先

五　対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする期間

六　簡易確定手続申立団体が第二十六条第一項の規定により公告を行っている旨

七　当該公告の方法

八　相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

九　その他内閣府令で定める事項

2　簡易確定手続申立団体は、相手方に対し、前項の求めをするときは、同項第四号に掲げる連絡先、同項第五号から第七号までに掲げる事項その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

3　相手方は、相手方通知をしたときは、当該相手方通知をした時から一週間以内に、第一項の求めをした簡易確定手続申立団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　相手方通知をした対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先

二　相手方通知をした日

三　その他内閣府令で定める事項

第二十五条の見出し中「通知」を「公告等」に改め、同条第一項中「知れている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって内閣府令で定めるものにより通知しなければ」を「次に掲げる事項を相当な方法により公告しなければ」に改め、同項第一号中「及び事案の内容」を削り、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号中「対象消費者」を「対象消費者等（対象消費者及び和解対象消費者をいう。以下同じ。）」に、「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「及び期間」を削り、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする期間

第二十五条第一項中第五号を第九号とし、第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　簡易確定手続申立団体の連絡先

第二十五条第一項第三号中「対象債権」を「共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

六　共通義務確認訴訟における和解において対象債権等の額又は算定方法が定められた場合には、当該額又は算定方法

第二十五条第一項第二号中「請求の認諾」の下に「、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　被害回復裁判手続の事案の内容

第二十五条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による公告後、届出期間中に同項第七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による公告後、届出期間中に同項第八号から第十二号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。

第二十五条を第二十六条とする。

第二章第二節第一款第三目の目名中「通知及び公告」を「公告及び通知」に改める。

第二章第二節第一款第二目中第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。